

論 文

税制改革の再分配効果

一個票データによる村山税制改革の分析一

橋 本 恭 之
上 村 敏 之

1. はじめに

平成9年4月から消費税の税率は5%に引き上げられた。消費税率引き上げは、平成6年から平成8年にかけて実施された所得税・住民税の先行減税の財源調達手段としておこなわれたものである。この村山税制改革については、主として消費税率の引き上げによる家計の税負担に及ぼす影響が関心を呼んできた。その一方で、所得税・住民税の減税の中身についてはほとんど議論されることはなかった。平成6年6月に提出された政府税制調査会の『税制改革についての答申』によれば「個人所得課税の負担の現状をみると、年収600～700万円程度までの所得層の税負担水準は既に相当低くなっているが、他方、年収700～800万円程度以上の中堅所得層、とりわけ1,000万円程度を超える所得層については、収入が増加しても限界的な税負担が急上昇するために税引後手取り収入があまり増えず、負担累増感が生じやすい状況をきたしている。」とされている。村山税制改革による所得税・住民税の税率表の改正は、果たしてこのような政府税調答申の問題意識をクリアーしたのであろうか。本稿では、家計の課税後の所得分配状況に与える効果を調べることで、今回の所得税・住民税減税が当初の目的に合致したものとなっているかどうかを検証しよう。

税制改革が所得分配状況に及ぼす効果については、これまでも数多くの実

証分析が行われている¹⁾。代表的な研究としては石(1979)、大竹・福重(1987)があげられる。石(1979)は税制改革前後の所得分布を比較することで、税制改革の再分配効果を測定している。だが、この手法では、税制改革が所得分配にもたらす純粋な効果を把握することができない。なぜならば、税制改革によって改革後の労働供給や消費・貯蓄行動、価格体系などが変化し、課税前所得の分布が変化している可能性があるからである。これに対して、大竹・福重(1987)は、『全国消費実態調査』に掲載されている各家計の所得に関する個票データに改革前後の税制を適用することで、税制改革がもたらす純粋な再分配効果を計測している。

本稿では、大竹・福重(1987)と同様に、各家計の所得データに改革前後の税制を適用することで、村山税制改革の再分配効果を計測する²⁾。本稿で利用した個票データは、日本生活協同組合連合会の『全国生計費調査(平成8年)』によるものである。このデータでは、『家計調査年報』(総務庁統計局)などの公表されている集計データとは異なり、家族構成員の年令、社会保険料、生命保険料の金額、といった我が国の所得税の正確な計算に不可欠な情報が入手できる。

なお、本稿では、税制改革が家計の労働供給に与える影響や家計行動の変化が市場を通じて企業に与える影響などは考慮していない。本来ならば、税制改革は家計の労働供給・貯蓄・消費行動や企業の生産水準などに影響を与えるので、それらを全てモデル化した一般均衡分析の方が望ましい。税制改革の一般均衡分析としては、すでに市岡(1991)、橋本・上村(1997)がある。しかし、税制改革を公平性の観点からのみ評価するのであれば、我が国の労働供給が固定的であることを考慮すれば、一般均衡分析と部分均衡分析の差

1) 詳しくは大竹(1994)のサーベイ論文を参照されたい。

2) 大竹・福重(1987)は不平等尺度としてアトキンソン尺度を採用し、不平等に対する回避度のパラメーターを変化させることで所得階層別の再分配効果の評価を行っている。一方、本稿はタイルのエントロピー尺度の寄与度別分解を用いることで、所得階層を明確に区分し、それぞれの再分配効果を測定する。

はほとんど無視してよいだろう。

本稿の具体的構成は以下の通りである。2節では村山税制改革による税負担の変化の推計方法を説明する。さらに、税負担の変化による再分配効果を測定する尺度として、タイル尺度を紹介する。3節では、村山税制改革による所得階層間の税負担の変化を示す。さらに、所得階層を低所得階層、中（下）所得階層、中（上）所得階層、高所得階層に分割し、村山税制改革による所得税・住民税の税率表の改正がどの所得階層の累進度を低下させたかを検証する。最後の4節では、本稿で得られた結果をまとめ、分析において残された課題を述べる。

2. 分析の手法

2.1 税制改革の概要と税負担の計測方法

村山税制改革の特徴は、税制改革が減税先行となったため、複数年度にわたっていることと、先行減税の一部が、所得税・住民税額の一律減税からなる特別減税となっていることである。また同じ一律減税であっても平成6年と平成7・8年では減税の上限額が異なっている。平成7・8年の特別減税は所得税の減税額の上限が5万円とかなり低く抑えられている。その具体的スケジュールは、表1に示されている。平成7年から実施された税率表の改正を伴う制度減税の中身は、表2に示されている。この表では、村山税制改革による所得税・住民税の減税が、課税最低限の引き上げと課税所得区分の変更によっておこなわれており、限界税率を引き下げるものではないことがわかる。

このような改革による税負担の変化は以下のような手続きで計測される。まず、所得税・住民税の負担額は、給与収入額、家族構成、社会保険料、生命保険料、損害保険料などがわかれば、税法に従って計算することができる。そこで、本稿では税負担の計算に不可欠なこれらの情報を日本生活協同組合連合会の『全国生計費調査（平成8年）』の個票データ（965世帯）から入手

表1 村山税制改革のスケジュール

平成6年	特別減税
	所得税額の一律20% (200万円を限度)
	住民税額の一律20% (20万円を限度)
平成7年	制度減税+特別減税
	所得税額の一律15% (5万円を限度)
	住民税額の一律15% (2万円を限度)
平成8年	制度減税+特別減税
	所得税額の一律15% (5万円を限度)
	住民税額の一律15% (2万円を限度)
平成9年	制度減税+消費税税率引き上げ

表2 所得税・住民税改革の概要

	改 革 前		改 革 後	
	給与収入	控除率	給与収入	控除率
給与所得控除	165万円以下	40%	180万円以下	40%
	330 "	30	360 "	30
	600 "	20	660 "	20
	1,000 "	10	1,000 "	10
	1,000万円超	5	1,000 "	5
所得控除 (所得税)	人的控除 各35万円		人的控除 各38万円	
所得控除 (個人住民税)	人的控除 各31万円		人的控除 各33万円	
税率表 (所得税)	課税所得	限界税率	課税所得	限界税率
	300万円以下	10%	330万円以下	10%
	600 "	20	900 "	20
	1,000 "	30	1,800 "	30
	2,000 "	40	3,000 "	40
	2,000万円超	50	3,000万円超	50
税率表 (個人住民税)	課税所得	限界税率	課税所得	限界税率
	160万円以下	5%	200万円以下	5%
	550 "	10	700 "	10
	550万円超	15	700万円超	15

した³⁾。税額計算のために使用したデータ項目は、「勤め先収入」（夫および妻）、「世帯人員」,「世帯主の年齢」,「消費支出額」,「社会保険料」（夫および妻）,「生命保険料」,「損害保険料」である。これらのデータを利用して、所得税・住民税の負担額は、以下のようなステップで計算できる。

（ステップ1）妻の給与収入－妻の給与所得控除＝妻の給与所得

（ステップ2）妻の給与所得－妻の所得控除＝妻の課税所得

（ステップ3）妻の課税所得に税率表を適用して妻の所得税・住民税負担額を計算

（ステップ4）夫の給与収入－夫の給与所得控除＝夫の給与所得

（ステップ5）夫の給与所得－夫の所得控除＝夫の課税所得

（ステップ6）夫の課税所得に税率表を適用して夫の所得税・住民税負担額を計算

妻の所得税・住民税の計算から開始しているのは、夫に適用される配偶者特別控除の金額を確定するためである。また、妻の所得控除としては、基礎控除と社会保険料控除を考慮し、夫の所得控除としては、基礎・配偶・配偶者特別・扶養の人的控除を考慮している。なお、16歳から22歳の扶養家族に適用される扶養割増控除も高校生と大学生の家族構成員数データにもとづき計算した。さらに老年者控除、老年配偶者控除も世帯主の年齢データを用い

3) ただし、年金受給世帯、自営業世帯を除いた勤労者世帯のみ（共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯を含む）のデータである。この原データは982世帯であった。しかし、夫と妻の双方が給与収入を得ていない世帯が2世帯、妻のみが給与を得ている片稼ぎ世帯が15世帯ある。税負担の計算では、これらの世帯を取り除いた965世帯を実際の分析に用いることにした。妻のみが給与収入を得ている世帯を除外したのは以下の理由による。税法上、妻のみが給与収入を得る世帯にも配偶者控除、配偶者特別控除が適用される。しかし、本稿で使用した個票データでは妻の年齢が分からないので、老人配偶者控除、老人配偶者特別控除などを正確に適用することができない。また、このような世帯は原データに比べて非常に数が少ないため、ここでは除外することにした。ただし、本稿における税額計算では夫が必ず世帯主であると仮定している。

ることで考慮に入れた。その他の所得控除としては、社会保険料控除、生保・損保控除を考慮した。

次に、消費税負担額の計算方法について説明しよう。消費税負担額は税込み消費支出額がわかれば、実効税率(税率3%の時は、3/103)を乗じることで簡単に計算できる。ところが、税制改革により所得税・住民税の負担額が変化すれば、各家計の可処分所得が変化し、税込み消費支出額も変化するものと考えられる⁴⁾。そこで、本稿では『全国生計費調査』が平成8年のデータであることを考慮して、平成8年を基準年に設定した。基準年のデータは変化しないので、『全国生計費調査』における個票データから所得税・住民税、消費税の負担額を計算した⁵⁾。各世帯において基準年の税込み消費支出額を基準年の可処分所得(=夫と妻の給与収入の合計-夫と妻の所得税・住民税負担額の合計)で割れば、基準年の平均消費性向が得られる。本稿では、この平均消費性向は、改革前後において一定であると仮定した。

この仮定により、税制改革前後の税込み支出額が求められる。まず、本稿において改革前の税制を意味する平成5年については、平成8年の『全国生計費調査』のデータに平成5年税制を適用し、税制改革前における各世帯の所得税・住民税負担額を計算する⁶⁾。ただし、改革前の「社会保険料」データには、平成6年年金改革の影響を考慮して平成8年のデータを加工したもの

4) 大竹・福重(1987)は改革前後の消費支出額が変化しないという仮定をおいている。

5) ただし、本稿で用いた消費支出に関する個票データでは、内税の商品については各消費項目に含まれており、消費支出のなかで消費税の外税の金額だけが別に表示されている。そこで、外税の金額については「消費支出額」に合計して税込み消費支出額とした。

6) この計算では、税制改革前後での「勤め先収入」、「世帯人数」、「世帯主の年令」、「生命保険料」、「損害保険料」の変動を無視している。

7) 日本生活協同組合連合会の調査によると、年金改革前の社会保険料負担率は7.4%、改革前は7.8%であった。基準年の社会保険料データは年金改革後なので、年金改革前の社会保険料は以下の式で導出できる。

$$\text{年金改革後社会保険料} \times \frac{7.4\%}{7.8\%} = \text{年金改革前社会保険料}$$

を使用した⁷⁾。次に、平成5年の夫と妻の給与収入の合計から夫と妻の所得税・住民税負担額の合計を差し引くことで、平成5年時点での各世帯の可処分所得が判明する。この可処分所得に、基準年の平均消費性向を乗ずると、各世帯の平成5年時点での税込み消費支出が計算できる。この税込み消費支出額に、消費税の実効税率 $3/103$ を乗ずることで平成5年時点での各世帯の消費税負担額が計算できる。本稿において税制改革後を意味する平成9年時点の所得税・住民税の負担額、消費税の負担額についても同様の手続きで計算できる。ただし、消費税の負担額は、消費税の税率が基準年において3%、平成9年時点では5%となることを考慮して、 $5/103$ を乗じることで計算した。

2.2 タイル尺度と所得階層別寄与度分解

所得分配を評価する指標としては多くの不平等尺度が存在する。どの尺度を選択すべきかは、分析の目的に委ねられているといえよう⁸⁾。所得分布に対する分析目的は、大きく分けて次の2つに集約できるであろう。第一は、全体の所得分布を構成する個別の所得源泉についての不平等度を調べ、それが全体の不平等度にどれだけ貢献しているかを目的とするものである。第二は、全体の所得分布データを何らかの属性によって分割し、それらの不平等度をみることで、全体への影響を調べるものである。

我々の目的は村山税制改革が所得分配に及ぼす影響であるから、後者の目的に合致する。したがって、不平等尺度を選択する際にも、この目的にあったものを選び、適切に用いることが必要であろう。そこで本稿では、タイルのエントロピー尺度（以下、タイル尺度）を採用する。タイル尺度は分析対象の所得分布を分割してグループ化し、グループ別およびグループ間の不平等度が、全体の不平等度にどれだけ影響しているかという寄与度による分解

8) 橋本・跡田(1984)はアトキンソン尺度とキング尺度を、跡田・橋本(1985)は相対分散、ジニ係数およびタイル尺度を、大竹・福重(1984)はアトキンソン尺度を、橋本・八木(1994)はジニ係数を用いている。

が簡単に可能な点で非常に有用な性格を持つ。以下ではタイル尺度の寄与度別分解の計算方法について簡単に解説しよう⁹⁾。

まず、タイル尺度 T は、総所得を1に基準化したシェアの所得分配 $s = (s_1, \dots, s_n)$ に対して、

$$T = \sum_{i=1}^n s_i \ln n s_i \quad (1)$$

となる。ただし、全データの合計である総所得で家計 i の所得を除算したものが s_i であり、 s_i は第 i 家計の所得のシェアを意味する。タイル尺度は、0ならば完全平等、1ならば完全不平等を意味する。

このタイル尺度は、全体の所得分布をいくつかのグループに分解し、それぞれのグループ内のタイル尺度とそれぞれの寄与度から全体の所得分布についてのタイル尺度が説明できることが知られている。寄与度とは、ある変数の変動に対して、各要因がどれだけ影響しているかを表すものである。

本稿では、所得階層を低所得階層、中(下)所得階層、中(上)所得階層、高所得階層の4つのグループに分解した。したがって、全体のタイル尺度は、低所得階層に属する世帯の所得が総所得に占める比率を W_L 、中(下)所得階層および中(上)所得階層に属する世帯の所得が総所得に占める比率をそれぞれ W_{LM} と W_{UM} 、高所得階層に属する世帯の所得が総所得に占める比率を W_H とし、低所得階層内部のタイル尺度を $T(L)$ 、中(下)所得階層および中(上)所得階層内部のタイル尺度をそれぞれ $T(L_M)$ と $T(U_M)$ 、高所得階層内部のタイル尺度を $T(H)$ 、各グループ間のタイル尺度(グループ間寄与度)

9) タイル尺度の寄与度別分解については青木(1979)を参照。不平等尺度として最もポピュラーなものであるジニ係数はローレンツ曲線から導かれるものであるが、課税前後の所得分布においてローレンツ曲線が交差する場合の比較困難性や、社会的厚生関数との対応が不明確であり経済学的意味が欠落しているという欠点を持つ。そこで、本稿ではタイル尺度を採用した。しかし豊田(1987)によると、ジニ係数から導かれる再配分係数(ジニ係数の変化率)は線形所得税を想定した場合の所得弾力性に等しく、経済的意味が存在するという指摘もある。

を $T(L, LM, UM, H)$ とおくと

$$T = W_L \cdot T(L) + W_{LM} \cdot T(LM) + W_{UM} \cdot T(UM) + W_H \cdot T(H) \\ + T(L, UM, LM, H) \quad (2)$$

と表されることになる。ただし、グループ間のタイル尺度は、低所得階層、中(下)所得階層、中(上)所得階層、高所得階層のそれぞれについて、平均所得と世帯数分布を求めることで計算される¹⁰⁾。また、低所得階層、中(下)所得階層、中(上)所得階層、高所得階層のタイル尺度が全体のタイル尺度に及ぼす寄与度は、各グループのタイル尺度にそれぞれのウェイト W をかけたものに等しくなる。

3. 分析結果

3.1 村山税制改革による税負担の変化

まず、以下では村山税制改革による各家計の税負担の変化から示そう。本稿では、個票データにもとづき、965世帯の税負担を計測したが、改革による影響を図示するために、個票データを9つの所得階層に再集計して、税負担率を計測しよう。前節の税額計算では平成5年と平成9年における所得税および消費税負担額がそれぞれ計算されているので、以下のようなケースに区分した。

- (1)平成5年所得税・住民税
- (2)平成9年所得税・住民税
- (3)平成5年所得税・住民税+消費税3%
- (4)平成9年所得税・住民税+消費税5%

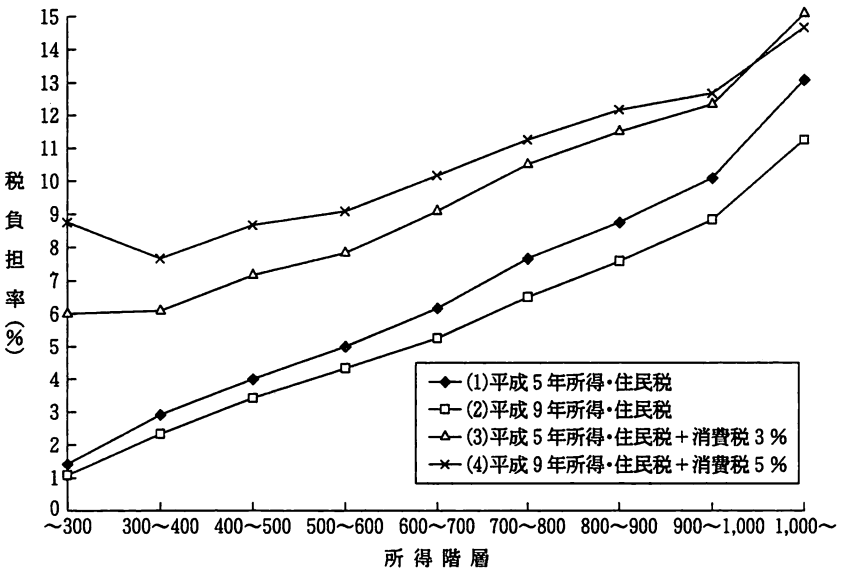
これらの4ケースを分子にして給与収入を分母とすれば、税負担率(%)を計算することが可能である。その計算結果は図1に示した。

10) 具体的には以下の式で計算する。

$$T(L, LM, UM, H) = In(\text{全世帯数}) + \sum (\text{各所得者層の世帯数}) \times (\text{各所得者層のシェアの平均値}) \times In(\text{各所得者層の平均値})$$

まず、所得税・住民税のみの税負担率である(1)と(2)に注目しよう。所得税・住民税は超過累進構造をとるため、所得階層が高くなるにつれて税負担率が高くなる傾向がある。また、(2)は(1)に比べて減税政策なので、(2)の方が税負担率は低い。加えて高所得階層になるにつれて(1)と(2)の税負担率の差が大きくなるので、(2)は高所得階層にとっては有利な改革であることがわかる。

図1 村山税制改革による税負担率の変化



次に、消費税負担額を加えた税負担率である(3)と(4)をみてみよう。これらのケースでは、所得税・住民税のみの税負担率のケースに比べると最低所得階層である300万円以下の世帯の税負担率が300万円から400万円の世帯の税負担率よりも高くなっている。また、1,000万円超の世帯では、税制改革後の方が税負担率が低下していることがわかる。

3.2 所得不平等度の変化

以上のような税制改革による税負担の変化が所得不平等度に与える影響をみてみよう。表3には、税制改革による所得不平等度の変化が示されている。

表3 村山税制改革による所得不平等度の変化

	タイル尺度
ケース1	0.0548
ケース2	0.0454
ケース3	0.0466
ケース4	0.0464
ケース5	0.0484

（備考）各ケースの詳細は以下の通りである。

ケース1：給与収入

ケース2：給与収入－改革前所得・住民税負担額

ケース3：給与収入－改革後所得・住民税負担額

ケース4：給与収入－改革前所得・住民税負担額－消費税負担額（税率3%）

ケース5：給与収入－改革後所得・住民税負担額－消費税負担額（税率5%）

ケース1では、税引き前の給与収入についてのタイル尺度が0.0548であったこと意味する。ケース2とケース3では、税制改革前後について給与収入から所得税・住民税を差し引いた場合のタイル尺度が示されている。ケース2のタイル尺度が0.0454、ケース3のタイル尺度が0.0466であるので、所得税・住民税によっていずれの場合も課税前の0.0548と比較して、所得の不平等が是正されていることがわかる。ケース2とケース3を比べると、所得税・住民税の減税を反映して、ケース3の方がタイル尺度は大きくなっている。さらに、ケース4とケース5には、それぞれ消費税の税率引き上げを含めた改革前税制と改革後税制のもとのタイル尺度が掲載されている。これらのケースにおいても、依然として課税前の所得不平等度と比べると、タイル尺度が小さくなっており、税制の持つ再分配効果が維持されていることがわかる。なお、所得税・住民税のみを差し引いたケース3、4と比べて、消費税も差し引いたケース4、5の方が再分配効果が弱められていることは、消費税の持つ逆進的な性格を反映した当然の結果である。ケース4とケース5の比較では、消費税の税率引き上げを反映して、ケース5のタイル尺度の方が大きくなっている。

このように、所得税・住民税のみを給与収入から差し引いた場合のタイル

尺度を示しているケース2とケース3の比較では、ケース3の方が多少タイル尺度が大きくなっているが、このことで果たして税調答申の意図していた「年収700～800万円程度以上の中堅所得層、とりわけ1,000万円程度を超える所得層」の税負担が軽減されたと言えるだろうか。それを吟味するためには、ケース2からケース3へのタイル尺度の変化の要因を探る必要がある。

そこで、前節で説明した手法に従ってタイル尺度の寄与度分解を試みたものが表4である。この表では、表3のケース2とケース3について、所得階層を低所得階層、中(下)所得階層、中(上)所得階層、高所得階層に分割したうえで、タイル尺度の寄与度分解をおこなった¹¹⁾。

表4 タイル尺度の所得階層への寄与度分解とその変化率

	世帯数	改革前(ケース2)			改革後(ケース3)			タイル尺度 変化率 (%)
		タイル尺度	ウェイト	寄与度	タイル尺度	ウェイト	寄与度	
低所得階層	321	0.0141	0.2339	0.0033	0.0142	0.2329	0.0033	0.6980
中(下)所得階層	402	0.0040	0.4127	0.0016	0.0041	0.4120	0.0017	2.7117
中(上)所得階層	192	0.0040	0.2590	0.0010	0.0040	0.2596	0.0010	0.0582
高所得階層	50	0.0077	0.0944	0.0007	0.0081	0.0954	0.0008	4.5739
所得階層合計	965		1	0.0067		1	0.0068	
グループ間		0.0387		0.0387	0.0398		0.0398	2.8794
合計		0.0454		0.0454	0.0466		0.0466	2.6657

(備考1) 低所得階層500万円未満、中(下)所得階層500万円～700万円、中(上)所得階層700～1000万円、高所得階層1000万円超

(備考2) タイル尺度変化率(%) = $100 \times (\text{改革後タイル尺度} - \text{改革前タイル尺度}) / \text{改革前タイル尺度}$

表4は、タイル尺度の所得階層への寄与度分解とその変化率を示したものである。改革前後ともに、グループ内の寄与度とグループ間寄与度を比較するとグループ間の寄与度の方が大きい。グループ内の寄与度をみると、低所得階層の寄与度は改革前後で0.0033と最も高く、高所得階層の寄与度が改革前で0.0007、改革後で0.0008と最も低い。改革前後の各所得階層ごとのタイル尺度を比較すると、すべての所得階層についてタイル尺度は上昇している。

11) 所得階層の分割の際には、夫と妻の勤め先収入の合計を指標としている。

ただし、その上昇の度合いは、所得階層によって大きく異なっている。

そこで、各所得階層ごとに改革前後のタイル尺度の変化率を比較してみよう。最も変化率が大きいのは、高所得階層の4.57%である。逆に最も低いのは中（上）所得階層の0.06%である。したがって、「年収700～800万円程度以上の中堅所得層、とりわけ1,000万円程度を超える所得層」という税調答申の目標は、1,000万円以上の所得層については達成されている。しかし、年収700～800万円程度の所得層については当初の目的が達成されたとは言いがたい。このような結果は、村山税制改革による税率表の改正が、課税最低限の引き上げと課税所得区分の引き上げによっておこなわれたことでもたらされたのである。

4. むすび

本稿では村山税制改革が及ぼす勤労者世帯の所得分配への影響をみてきた。本稿の分析で得られた主な結果は以下の通りである。

今回の税制改革では、政府税調の答申の目的のひとつであった中（上）所得階層の税負担の累増感の解消は達成されていない。高所得階層のタイル尺度に占める寄与度は小さいことを考えれば、もっと大胆な税率表の緩和も可能だったと言えよう。現行の最高限界税率65%（国税+地方税）は高すぎる。最高税率を下げた高所得層の税負担を下げたとしても、寄与度が小さいので、所得再分配効果への悪影響は少ない。限界税率を下げるような税率表の改正は、効率性の面からも望ましい¹²⁾。

最後に、本稿の分析で残された課題について述べることでむすびとしよう。第1は所得分布を構成する様々な所得源泉についてである。所得分布は勤労所得のみならず、土地、株式、預金などからの資産収入、贈与、遺産相続などからも影響を受ける。例えば、利子収入のみで生活をする富所有者は勤労

12) 効率性の観点から、所得税のフラット化を主張している論文には、橋本(1997)、上村(1997)がある。

所得が少ない可能性がある。したがって、本来ならばこれらの所得源泉を考慮して分析を行わねばならない。第2に、本稿では分析の対象を勤労者世帯に限定したことである。租税体系は垂直的の公平のみならず、水平的公平を満足するものでなければならない。したがって、様々な業種、職種における再分配効果をみるべきであろう。しかしながら、以上の諸点は、データの制約によって不可能であった。

家計の資産データ、特に実物資産に関するデータは、残念ながらほとんど入手不可能である。また、単身世帯、農家世帯や自営業世帯に関するデータは公表されているものの、勤労者世帯のデータと同じレベルで分析することには困難性があるなど、データに関する問題は山積している。今後の研究のためにも、より一層詳細な所得分布および資産分布データの公表と整備が望まれるであろう。

参考文献

- 青木昌彦(1979),『分配理論』,筑摩書房。
跡田直澄・橋木俊詔(1985),「所得源泉別にみた所得分配の不平等」,『季刊社会保障研究』第20巻第4号,330-340。
石弘光(1979),『租税政策の效果:数量的接近』,東洋經濟新報社。
石川経夫(1991),『所得と富』,岩波書店。
市岡修(1991),『応用一般均衡分析』,有斐閣。
上村敏之(1997),『一般均衡モデルによる最適線型所得税のシミュレーション分析』,帝塚山大学 Discussion Paper Series, J-099。
大竹文雄(1994),「1980年代の所得・資産分布」,『季刊理論経済学』第45巻,第5号,385-402。
大竹文雄・福重元嗣(1987),「税制改革案の所得再分配効果:『全国消費実態調査』によるシミュレーション分析」,『大阪大学経済学』第37巻,第3号,23-31。
橋木俊詔・跡田直澄(1984),「租税・社会保障政策の再分配効果と水平的平等」,『季刊現代経済』第59号,41-54。
橋木俊詔・八木匡(1994),「所得分配の現状と最近の推移:帰属家賃と株式のキャピタル・ゲイン」,石川経夫編『日本の所得と富の分配』第1章,東京大学出版会。
豊田敬(1987),「税の累進度と再分配係数」,『経済研究(一橋大学)』第38巻,第2号,166-170。

橋本恭之・上村敏之（1997），「村山税制改革と消費税複数税率化の評価：一般均衡モデルによるシミュレーション」，『日本経済研究』第34号，35-60.

橋本恭之（1997），「累進課税とフラット・タックス」『税研』Vol. 12, 71.

林宏昭（1995），『租税政策の計量分析』，日本評論社.

藤田晴（1992），『所得税の基礎理論』，中央経済社.